



島根県報

平成26年12月26日（金）

第2,661号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

農用地利用配分計画の認可	（農 業 経 営 課）	2
解除予定保安林（2件）	（森 林 整 備 課）	2
保安林の指定	（ ” ）	3
島根県営住宅条例の規定による入居者駐車場の使用料の一部改正	（建 築 住 宅 課）	3

【公 告】

島根県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更	（水 産 課）	4
開発行為に関する工事の完了	（都 市 計 画 課）	6

【特定調達公告】

島根県庁舎及び合同庁舎の電力調達に係る一般競争入札の実施	（管 財 課）	6
------------------------------	---------	---

【公安規則】

島根県道路交通法施行細則の一部を改正する規則	（警 察 本 部）	9
------------------------	-----------	---

【漁調委指示】

ふぐ浮延縄漁業の禁止（2件）		9
----------------	--	---

告 示**島根県告示第704号**

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農用地利用配分計画を次のとおり認可したので、同条第5項の規定により告示する。

なお、当該認可に係る農用地利用配分計画については、登載を省略し、島根県農林水産部農業経営課において縦覧に供する。

平成26年12月26日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 認可に係る農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
農事組合法人 飲水思源の里 大谷	仁多郡奥出雲町大谷342番地2	仁多郡奥出雲町大谷348番2外12筆

2 認可年月日

平成26年12月17日

島根県告示第705号

次の保安林を解除予定保安林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成26年12月26日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 解除予定保安林の所在場所

大田市波根町字西ノ迫2902-18、2902-21、2902-28、字越谷2910-22、2910-23、2910-30、字沼谷2923-27

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 解除の理由

道路用地とするため

島根県告示第706号

次の保安林を解除予定保安林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成26年12月26日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 解除予定保安林の所在場所

大田市波根町字西ノ迫2902-29、2902-31、字沼谷2923-8、2924-19、久手町波根西字暮石2437-6、字本谷北平2640-6

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 解除の理由

道路用地とするため

島根県告示第707号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成26年12月26日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林の所在場所

江津市敬川町2468-1、2468-4、2468-5、2469-1、2469-3、2469-4・2469-5（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、2469-6、2469-7

2 指定の目的

風害の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び江津市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第708号

島根県営住宅条例の規定による入居者駐車場の使用料（平成26年島根県告示第115号）の一部を次のように改正し、平成27年1月1日から施行する。

平成26年12月26日

島根県知事 溝 口 善兵衛

「
表江津市の項中

沖の浜団地	1,296円 (324円)
-------	------------------

 を
」

「

沖の浜団地	1,296円
-------	--------

 に改め、表鹿足郡吉賀町
」

「
の項中

溝上団地	— (216円)
------	-------------

 を
」

「

溝上団地	1,188円
------	--------

 に改める。
」

公 告

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号）第4条第7項の規定により、島根県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画を次のとおり変更したので、同条第10項において準用する同条第5項の規定により公表する。

平成26年12月26日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 海洋生物資源の保存及び管理に関する方針

(1) 本県水産業は、海面漁業生産量で12万2千トン（平成24年）、生産額で195億円（平成24年）の漁獲実績を有し、漁業就業者は3,689人（平成20年）となっている。また、主要漁業生産基地及び周辺域における水産加工業も盛んであり、沿海域においては、水産業は中核的産業となっている。

このように水産業は食料供給、本県の均衡ある発展及び定住のために極めて重要な産業であり、今後とも永続的な発展を図るため海洋生物資源を適切に管理し、合理的に利用していくことが必要である。

(2) 本県沖合域には対馬暖流の主軸をなす第2分支流が、沿岸域には第1分支流が流れ、また、海底地形は県西部で大陸棚が大きく広がり、東部海域では島根半島と隠岐諸島を結ぶ隠岐海嶺が南北に連なっている。これらの地形や海流の影響により、「山陰」、「隠岐北西」及び「島根」の各冷水性の渦動域が形成されるとともに、浜田沖、日御碕沖、隠岐東岸側等に定常的な這い上がり冷水があること等から、本県沖合海域は我が国有数の漁場となっている。

しかしながら、主要な漁獲対象であるまいわし及びまあじ資源は近年若干の資源の回復傾向がみられるものの、かれい類等の漁業経営上重要な資源については低水準又は減少傾向にあるものが多く、従来の漁業管理措置を通じた資源の保存管理に加えて、漁獲量の上限を設定する等により適切な保存管理措置の実施が必要となってきている。

(3) 県としては従来から漁業の管理、資源管理型漁業の推進等種々の資源保存管理の措置を講じてきたところであるが、更に海洋生物資源の適切な保存及び管理を図るため、海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号。以下「法」という。）第2条に基づく第一種特定海洋生物資源については、法第3条に基づく基本計画において都道府県ごとに定められた漁獲数量について適切な管理措置を講ずることとする。

(4) 漁獲可能量及び都道府県漁獲限度量を適切に管理し、必要に応じて漁業者等の指導又は採捕の数量の公表等実効措置を講じるため、他県入漁船を含め、第一種特定海洋生物資源の採捕実績の的確な把握に努めることとする。

(5) また、第一種特定海洋生物資源を適切に保存し、及び管理するため、これら海洋生物資源の分布、回遊状況、資源の内容及び当該資源を取り巻く環境等についてより詳細な科学的データ又は知見が必要であることから、県水産技術センターを中心とし、国又は関係府県との連携の下、資源調査体制の充実強化を図ることとする。

(6) 第一種特定海洋生物資源以外の海洋生物資源についても、引き続き資源管理を推進するよう、従来からの資源管理型漁業を推進していくこととする。

(7) 海洋生物資源の適切な保存及び管理を図るため、協定制度の活用等により引き続き漁業者による自主的な資源管理を推進する。

(8) 本県における漁獲可能量及び漁獲限度量制度においては、他県の入漁者の採捕実績に妥当な配慮を払うものとする。

2 第一種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について本県に定められた数量に関する事項

(1) 第一種特定海洋生物資源の平成26年の知事管理量は、以下のとおりである。

（単位：トン）

	第一種特定海洋生物資源の種類	管理の対象となる期間	知事管理量
1	まあじ	平成26年1月から12月まで	46,000

2	まいわし	平成26年1月から12月まで	33,000
3	まさば及びごまさば	平成26年7月から平成27年6月まで	29,000
4	するめいか	平成26年4月から平成27年3月まで	若干
5	ずわいがに	平成26年7月から平成27年6月まで	若干

(2) 第一種特定海洋生物資源の平成27年の知事管理量は、以下のとおりである。

(単位：トン)

	第一種特定海洋生物資源の種類	管理の対象となる期間	知事管理量
1	まあじ	平成27年1月から12月まで	40,000
2	まいわし	平成27年1月から12月まで	57,000
3	まさば及びごまさば	平成27年7月から平成28年6月まで	
4	するめいか	平成27年4月から平成28年3月まで	
5	ずわいがに	平成27年7月から平成28年6月まで	

注 まさば及びごまさば、するめいか並びにずわいがにについては、管理の対象となる期間が開始する前までに設定する。

3 第一種特定海洋生物資源の知事管理量について、海洋生物資源の採捕の種類別、海域別又は期間別の数量に関する事項

(1) 第一種特定海洋生物資源の知事管理量について、平成26年の採捕の種類別に定める数量は、次表のとおりとする。
なお、海域別及び期間別の数量は、定めない。

また、過去の漁獲実績があるものの、資源に対する漁獲圧力が小さいと認められる漁業種類については、数量を明示しないこととした。

(単位：トン)

	第一種特定海洋生物資源の種類	採捕の種類	知事管理量
1	まあじ	中型まき網漁業	44,000
2	まいわし	中型まき網漁業	32,000
3	まさば及びごまさば	中型まき網漁業	28,000

(2) 第一種特定海洋生物資源の知事管理量について、平成27年の採捕の種類別に定める数量は、次表のとおりとする。
なお、海域別及び期間別の数量は、定めない。

また、過去の漁獲実績があるものの、資源に対する漁獲圧力が小さいと認められる漁業種類については、数量を明示しないこととした。

(単位：トン)

	第一種特定海洋生物資源の種類	採捕の種類	知事管理量
1	まあじ	中型まき網漁業	38,000
2	まいわし	中型まき網漁業	56,000
3	まさば及びごまさば	中型まき網漁業	

注 まさば及びごまさばについては、管理の対象となる期間が開始する前までに設定する。

4 第一種特定海洋生物資源知事管理量に関し実施すべき施策

(1) 迅速かつ適正な漁獲状況の把握を行うため、主要漁業地区の日々の漁獲情報を収集する漁獲管理情報ネットワークシステムを構築し集計・分析を行う。

(2) 第一種特定海洋生物資源ごとに以下のとおり実施する。

【まいわし、まさば及びごまさば並びにまあじ】

平成11年に締結された特定海洋生物資源の保存及び管理に関する協定に基づく漁業者による自主的な漁獲可能量管理によって適切な資源管理が図られるよう指導する。

なお、中型まき網漁業については、別に定める規則に基づき、まいわし、まさば及びごまさば並びにまあじ採捕量の報告を義務付ける。また、漁獲努力量を増加させることがないよう、許可隻数等について現状程度とするよう管理し、この結果、漁獲量が採捕の種類ごとに定めた知事管理量を上回ることはないよう努めるものとする。特にまいわしについては、資源状態が悪化しているため、漁獲量が前年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。

定置漁業、小型定置漁業及び小型まき網漁業については、漁獲努力量を増加させることがないよう、許可隻数、免許統数等について現状程度とするよう管理し、この結果、漁獲量が近年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。特にまいわしについては、資源状態が悪化しているため、漁獲量が前年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。

【するめいか】

いかつり漁業については、集魚灯の光力の上限について、漁業調整規則や海区漁業調整委員会指示によるものに加え、自主規制の定着が図られるよう関係漁業者を指導し、するめいか資源に対する漁獲圧力が増大しないようにするとともに漁獲量が前年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。

定置漁業及び小型定置漁業については、漁獲努力量を増加させることがないよう、許可隻数、免許統数等について現状程度とするよう管理し、この結果、漁獲量が前年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。

【ずわいがに】

漁獲努力量が増加することがないようにするとともに漁獲数量が前年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。

5 その他海洋生物資源の保存及び管理に関する重要事項

- (1) 漁業者の資源管理意識の向上に向けた取組を強化する。
- (2) 海洋生物資源の生息の場である海洋環境の保全に努める。
- (3) 海洋生物資源の保存及び管理を推進するため、漁獲情報を的確に把握するとともに、資源に関する調査・研究の充実強化を更に進める。

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成26年12月26日

島根県知事 溝口善兵衛

1 開発区域

安来市飯島町字横屋165番6

面積 1537.84平方メートル

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

安来市飯島町157番地1

竹下 尚徳

特 定 調 達 公 告

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

平成26年12月26日

島根県知事 溝口善兵衛

1 入札に付する事項

(1) 調達の商品及び数量

島根県庁舎及び合同庁舎の電力調達 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び島根県庁舎等の電力調達仕様書（以下「仕様書」という。）による。

(3) 調達期間

平成27年4月1日から平成30年3月31日まで

(4) 調達施設

島根県庁舎及び合同庁舎の12庁舎

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加者の資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 島根県税（個人の県民税及び地方消費税を除く。）について未納の徴収金（納期限が到来していないものを除く。）がない者であること。

(3) 消費税及び地方消費税について未納の税額（納期限が到来していないものを除く。）がない者であること。

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている者でないこと。

(5) 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。

(6) 島根県が行う入札について、指名停止の措置を受け、入札日において、その措置の期間が継続中の者でないこと。

(7) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第3条第1項の規定により一般電気事業者として許可を受けている者又は同法第16条の2第1項の規定により届出を行っている特定規模電気事業者であること。

(8) 電気の供給を開始する日から確実に安定した電気の供給ができる者であること。

(9) この入札に係る入札説明書の交付を受け、指定期日までに別に定める申請書類を提出した者であって、入札参加資格を有すると島根県知事が認めた者であること。

3 入札手続等

(1) 入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒690-8501 島根県松江市殿町1番地 島根県庁本庁舎4階

島根県総務部管財課施設管理グループ

電話 0852-22-5048 ファクシミリ 0852-22-6037

メールアドレス kanzai@pref.shimane.lg.jp

(2) 入札説明書の交付期間及び交付方法

平成26年12月26日（金）から平成27年1月22日（木）までの間、電子メールによって交付するので、入札に参加を希望する者は、島根県ホームページの「入札情報」へ掲載する本公告に貼付されている「入札説明書交付申請書」に必要事項を記載し、電子メールで(1)の交付場所へ送信すること。

なお、送信後は、必ず電話にて到着の確認をすること。

交付時間は午前9時から午後5時まで（閉庁日を除く。）とし、交付費用は無償とする。

(3) 入札参加資格の確認

入札参加資格の審査を受けようとする者は、申請書を提出し、参加資格の有無について確認を受けなければならない。

(4) 申請書の提出期間

平成27年1月5日（月）から同月23日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までに提出すること（郵送により提出する場合は、書留郵便とし、提出期間内に必着のこと。）。

(5) 申請書の提出場所

(1)の場所

(6) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

平成27年2月13日（金）午前10時

（郵便による入札にあつては、書留郵便とし、平成27年2月13日（金）午前9時までに(1)の提出場所へ必着のこと。）

イ 場所

島根県松江市殿町1番地 島根県庁会議棟1階 第1会議室

4 その他

(1) 契約の手續に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

入札者が見積もった契約金額の100分の5以上を入札時に納付しなければならない。ただし、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第61条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付しなければならない。ただし、島根県会計規則第69条の2第1号、第3号又は第7号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(4) 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたとき、入札者に求められる義務を履行しなかったとき、その他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は、無効とする。

(5) 契約書の作成の要否

要する。

(6) 契約における特約事項

本契約は地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による長期継続契約であるため、契約締結日の属する年度の翌年度以降に対する当該金額の歳出予算について、島根県議会により予算の減額又は削除があった場合は、契約を解除することができる。

(7) 落札者の決定方法

島根県会計規則第62条の規定に基づき定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(8) 再度入札

再度入札は、1回を限度とする。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Matters subjected to bid :

Name of procurement : Supply of Electricity to be used by Shimane Prefecture Government Buildings and Joint Government Buildings

Period of procurement : April 1, 2015 To March 31, 2018

(2) Period for submission of application documents for qualification confirmation : Monday, January 5, 2015 to Friday, January 23, 2015 (excluding office holidays) from 9 : 00 a.m. to 5 : 00 p.m. (excluding noon to 1 p.m.)

(3) Date and time for submission of tender : 10 : 00 a.m. February 13, 2015

Deadline for tender by mail : 9 : 00 a.m. February 13, 2015

(4) Address and Contact information for submission and inquiry : C/O Property Division, Department of General Affairs of Shimane Prefectural Government 1 Tonomachi, Matsue-shi, Shimane-ken, 690-8501

Telephone : 0852-22-5048

公 安 委 員 会 規 則

島根県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年12月26日

島根県公安委員会委員長 秦 潔

島根県公安委員会規則第9号

島根県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

島根県道路交通法施行細則（昭和55年島根県公安委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項第4号ス(オ)を次のように改める。

(オ) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2第1項の小児慢性特定疾病のうち色素性乾皮症を患している者

附 則

この規則は、平成27年1月1日から施行する。

漁 業 調 整 委 員 会 指 示

島根海区漁業調整委員会指示第26-1号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定により、島根海区海面におけるふぐ浮延縄漁業について、次のとおり指示する。

平成26年12月26日

島根海区漁業調整委員会会長 岸 宏

1 制限の内容

島根海区海面においては、ふぐ浮延縄漁業（スジ縄漁業）を操業してはならない。

2 指示の有効期間

この指示の有効期間は、平成27年1月1日から平成29年12月31日までとする。

隠岐海区漁業調整委員会指示第26-1号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定により、隠岐海区海面におけるふぐ浮延縄漁業について、次のとおり指示する。

平成26年12月26日

隠岐海区漁業調整委員会会長 葛 西 清 秀

1 制限の内容

隠岐海区海面においては、ふぐ浮延縄漁業（スジ縄漁業）を操業してはならない。

2 指示の有効期間

この指示の有効期間は、平成27年1月1日から平成29年12月31日までとする。